

## 吉富町骨髄等移植ドナー助成金交付要綱

### (目的)

第1条 この告示は、公益財団法人日本骨髄バンク（以下「骨髄バンク」という。）が実施する骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業（移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律（平成24年法律第90号）第2条第5項に規定する事業をいう。）において骨髄及び末梢血幹細胞（以下「骨髄等」という。）の提供を行った者に対し、骨髄等移植ドナー助成金（以下「助成金」という。）を交付することにより、骨髄等を提供する者の休業による経済的負担の軽減をし、骨髄等の移植の推進を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

#### (1) 骨髄等ドナー

骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業において骨髄等の提供を完了した者をいう。

#### (2) 事業所

骨髄等ドナーが勤務する企業・団体等をいう。

#### (3) ドナー休暇制度

事業所に勤務する者が、骨髄等移植のための骨髄等の提供者として必要な通院、入院又は面談のため、有給で休暇を取得できる制度をいう。

### (交付対象者)

第3条 助成金の交付対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 骨髄等ドナーであり、これを証明する書類の交付を受けた者

(2) 骨髄等を提供した日において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本町の住民基本台帳に記録されている者

(3) 事業所に勤務する者又は自営業（農業、漁業その他の個人で営む事業を含む。）に従事する者

(4) 他の法令等により骨髄等の提供に係る助成金等の交付を受けていない者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、助成金の交付対象としない。

(1) 町税を滞納している者

(2) 吉富町暴力団排除条例（平成22年条例第3号）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

### (助成内容)

第4条 助成金の額は、骨髄等の提供のための通院、入院又は面談（骨髄等の採取術及びこれに関連した医療処置によって生じた健康被害のためのものを除く。）の日数に2万円を乗じて得た額とし、1回の提供につき20万円を限度とする。

2 前項の通院、入院又は面談とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 健康診断又は自己採血のための通院又は入院
- (2) 骨髄等の採取のための入院
- (3) 前2号に掲げるもののほか、骨髄バンク又は医療機関が必要と認める通院、入院又は面談

3 第1項の日数には、次に掲げる日は含まないものとする。

- (1) 事業所等が定める休日
- (2) ドナー休暇制度を利用して取得した休暇の日  
(交付申請)

第5条 骨髄等の提供者のうち助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、吉富町骨髄等移植ドナー助成金交付申請書兼請求書（別記様式第1号。）に、次に掲げる書類を添えて、骨髄等の提供が完了した日（提供に係る入院をして退院した日をいう。）から1年以内に町長に提出しなければならない。ただし、やむを得ないと町長が認めた場合は、この限りでない。

- (1) 骨髄バンクが発行した骨髄等の提供が完了したことを証する書類
- (2) 骨髄等の提供に係る通院、入院又は面談をした日を証する書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類  
(交付決定)

第6条 町長は、前条の申請があったときは速やかに内容の審査を行い、交付を決定したときは、吉富町骨髄等移植ドナー助成金交付決定通知書（別記様式第2号）により、不交付を決定したときは吉富町骨髄等移植ドナー助成金不交付決定通知書（別記様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第7条 町長は、虚偽その他不正な手段により申請者が助成金の交付を受けたと認めるときは、当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(個人情報の取扱い等)

第8条 町は、本事業の実施にあたっては、個人情報の取扱いに充分留意するものとする。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

## 附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。